

春日野交差点（交通島）デザイン検討・設計業務 特記仕様書

1. 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、神戸市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「春日野交差点（交通島）デザイン検討・設計業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の背景・目的

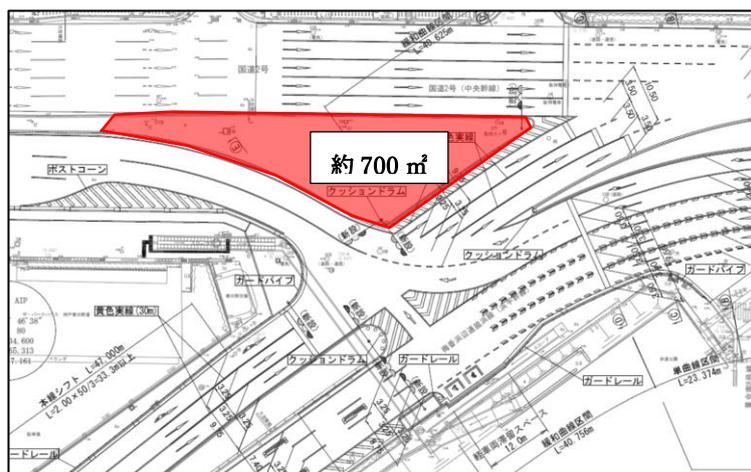
神戸市では、三宮交差点を中心に税関線と中央幹線の一部を人と公共空間優先の空間とする「三宮クロススクエア」を整備し、沿道建築物と一体となったにぎわいを創出し、駅から周辺のまちへのつながりを強化し、神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指している。その実現に向けては、必要な交通対策を実施し、交通状況を見据えながら段階的に三宮交差点の東側から整備を進めていくこととしている。実現のための対策として、中央幹線に流入する通過交通を外周道路に誘導するために、春日野交差点改良工事を実施している。その工事によって生じる広範囲の交通島について、地域特性を踏まえ良好な景観形成を目指し、修景整備するために、デザイン検討及び設計を行うもの。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務対象範囲

本業務における検討範囲（以下、「対象範囲」という）について、下図に示す。



5. 管理技術者等

乙は、本業務を実施するにあたって管理技術者及びその他の技術者（以下「管理技術者等」という。）を定め、その氏名を甲に報告するものとする。また、第6項の規定により甲の承認を得て管理技術者等のいずれかを変更したときも同様とする。

(1) 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

(2) 照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とする。

(3) デザイン技術者

本業務のデザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの肩書を有すること。

デザイナー

建築家

ランドスケープデザイナー

アーティスト

(4) 管理技術者及び都市デザイン技術者は、前述の要件を満たせば1人で複数の技術者を兼ねることができるものとする。ただし、照査技術者は他の技術者を兼ねることはできないものとする。

(5) 乙は、管理技術者等の本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、甲の承認を得て配置するものとする。

6. 提出書類

本業務について乙は、速やかに甲に下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 着手時

① 業務着手届

② 業務工程表

③ 業務内訳明細書

④ 業務計画書

⑤ 技術者通知書・経歴書（管理技術者等）

(2) 完了時

- ① 業務完成届
- ② 業務引渡書（納品書）
- ③ 請求書

7. 業務計画

- (1) 乙は、本業務の実施にあたっては契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に「業務計画書」を甲に提出し、かつ、その内容を説明して甲の承諾を得なければならない。
なお、業務計画書の様式は、甲乙協議のうえ定めることとする。
- (2) 乙は、業務計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに甲に報告し、甲の承諾を得なければならない。

8. 受託者の責務

- (1) 乙は、神戸市契約規則、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書及び本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 乙は、本業務の実施にあたって甲が貸与した資料等については厳重に保管し、本業務の終了をもって甲に返却するものとする。
- (3) 乙は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜甲に報告すること。
- (4) 本業務に必要な諸手続きは、乙が行うものとする。また、これに要する経費は乙の負担とする。

9. 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

10. 損害の賠償

本業務遂行中に乙が甲及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は乙がこれを負うものとする。

11. 貸与資料

以下の資料及び、本業務を実施するうえで必要な資料は、甲がこれを乙に貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取り扱い及び保管を慎重に行うものとし、不要となった場合は直ちに返却すること。

- ・春日野交差点改良工事 平面図等
- ・交通量調査結果
- ・神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコード [全体] 及び [概要版]

12. 業務の打合せ

本業務期間中、乙は、甲と緊密な連絡を保ち作業するため、必要に応じ打合せを実施するものとする。また、乙はその都度議事録を2部作成し甲の承認を得るものとする。なお、議事録は甲乙各1部を保管するものとする。乙は工程毎及び定期的に進捗状況の報告を甲に行うものとする。

13. 秘密の保持

乙は、本業務上で知り得た情報及び資料は秘密事項として厳守しなければならない。特に個人及び法人情報の保護に関し、下記事項を厳守しなければならない。

- (1) 乙は、委託業務の内容を目的外に使用し又は第3者へ提供してはならない。
- (2) 乙は、委託業務にかかる一切のデータを甲の指定した目的以外に複製又は複製してはならない。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じた場合は、直ちに甲は乙に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況について書面をもって甲に報告しなければならない。

14. 成果品の提出及び帰属

乙は、本業務完了後、所定の手続きを経て甲の検査を受けるものとする。本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。本業務において作成した成果品等は甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを使用、貸与又は公表してはならない。

15. 成果品等の手直し

乙は、業務完了後といえども、乙に起因する不備が発見された場合には、無償により必要な訂正を行わなければならない。

16. 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

II. 業務内容

17. 業務内容

(1) デザインコンセプト及び空間デザインの検討

・以下の4点を満たすべき条件とし、当該地や神戸の地域特性、社会的な課題への対応等も踏まえながら今回の修景整備のコンセプト及びデザインを検討すること。

- ①良好な景観形成に資するデザイン
- ②夜間景観の演出
- ③メンテナンスの容易さ・維持管理コストに配慮したデザイン

④耐久性が高く、走行車両の安全性が確保されたデザイン

なお、甲が設置している「都心三宮デザイン調整会議」の協議対象とし、会議での意見・助言を踏まえながら検討を行うこととする。都心三宮デザイン調整会議については、神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコード [概要版] p. 10 を参照。

※(1)～(4)までは、複数案の提案(各案に対する大まかな概算費用の算出を含む)について行い、検討後1パターンを選定するものとする。

(2) 整備計画検討

上記(1)で検討した内容を受け、デザイン計画を検討し、整備計画図作成を行う。

(3) 夜間景観計画検討

上記(2)で検討した内容を踏まえ、対象範囲の夜間景観について、照明施設の必要性や配置について検討し、照明の配置計画及びデザイン検討を行う。

(4) イメージパースの作成

上記の内容に基づき、市民への事業説明やプロモーション等を目的とした完成予想パースを作成する。現段階では6枚を想定しており、パースのアンクル、縮尺等については市と協議の上決定する。なお、令和7年1月頃に全体整備計画のイメージを公表する予定であるため、そのスケジュールに合わせて公表用のイメージパースを2枚程度作成する。なお、描画の内容については、公表用作成時点の検討状況を踏まえて、甲と協議の上、決定するものとする。

(5) 概算事業費の算出

上記(1)～(3)を基に、工事費及び維持管理費を算出する。

なお、神戸市の積算基準資料(土木工事標準積算基準、神戸市公共建築工事積算基準等)に基づき、算出すること。維持管理費については、整備後に必要となる毎年の費用、および、数年後にメンテナンスが必要となる場合は、その期間と費用を算出することとする。

(6) 実施設計

①設計計画

②施工計画

設計内容を実現するにあたって、必要な施工計画の検討を行う。検討にあたっては、通過交通に十分に配慮し、関係機関との協議を行うものとする。

③現地踏査

④平面縦断設計

⑤横断設計

⑥照明設計(照明配置計画、照度計算等)

⑦小構造物設計（街渠、側溝、集水榘工、花壇、モニュメント等）

⑧設計図（平面図、縦断図、横断図、詳細図等）

⑨数量計算

数量算出要領に基づき、工種毎に数量を算出する。

⑩照査

（7）関係機関協議資料の作成

関係機関（国・市道路管理者、交通管理者、都心三宮デザイン調整会議等）との協議資料作成を行うこと。必要に応じて関係機関協議に同席するものとする。

（8）打合せ

初回、中間、最終報告の計3回を原則とし、必要に応じて随時行うものとする。

（9）報告書作成

上記の結果をまとめ、報告書を取りまとめる。

III. 成果品

18. 成果品

本業務の成果品は下記の通りとする。A4 縦又は A3 横、カラー印刷での報告書並びに電子データで取りまとめるものとする。成果品の中で、他の文献、資料等を引用した場合は、出店名を報告書に記載すること。

①報告書（A4 版） 2部

②上記電子データ（CD-R 又は DVD-R） 2部

※電子データの形式は CAD データ（DXF、SFC、DWG）、DOCX、ELSX、PPTX、AI 又は PDF を標準とするが、必要に応じて担当職員と協議を行い作成すること。

IV. その他特記事項

19. デザイン監修

今後、本業務の履行結果が良好な場合、今後発注予定の対象範囲の工事において、デザインに係る監修業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により契約を締結することがあるものとする。

20. その他

（1）道路区域であること等の法的な視点での内容の適格性を考慮した提案とすること。

（2）将来、国道改良等により道路形状が変更される場合は、本業務により整備された空間についても変更の可能性があるものとする。